

# 医療法人銀門会 公益通報者保護等に関する規程

制 定 令和 8 年 4 月 1 日

## (目的)

第 1 条 本規程は、医療法人銀門会（以下「法人」という。）に勤務する常勤職員（有期雇用職員を含む。）、非常勤職員及び派遣職員（以下「職員等」という。）並びに法人の取引事業者の労働者からの法令違反行為等に関する相談又は通報に対する適正な処理の仕組みを定めることにより、つぎの事項を図ることを目的とする。

1. 不正行為等の早期発見と是正
2. 通報者の保護
3. 法令遵守（コンプライアンス）体制の推進

## (通報対象事実)

第 2 条 本規程において「法令違反行為等」とは、公益通報者保護法第 2 条第 3 項に定める通報対象事実（労働安全衛生法、医療法、個人情報保護法、労働基準法その他の法令違反行為）をいう。

## (窓口)

第 3 条 職員等からの通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）及び法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口（以下「相談窓口」という。）を、法人事務部 総務課内部に設置する。

- 2 理事長は、法人本部長を「公益通報対応責任者」に指名し、通報窓口及び相談窓口の統括を行う。
- 3 法人は、必要に応じて外部の弁護士その他第三者を通報窓口及び相談窓口として指定することができる。

## (通報の方法)

第 4 条 通報窓口及び相談窓口の利用方法は、電話、電子メール、FAX、書面及び面会とし、別紙 1 の「医療法人銀門会 公益通報/相談書様式」を提出することとする。

- 2 窓口担当者は、電話及び面会以外の方法で通報又は相談があったときは、速やかに受領した旨を通知する。ただし匿名の場合はこの限りでない。

## (通報者)

第 5 条 本規程に基づき通報を行うことができる者は、職員等及び当法人の取引事業者の労働者とする。匿名での通報も受け付けるが、その場合は調査や通知に制約が生じることがある。

## (調査)

第 6 条 通報された事項に関する事実関係の調査は、公益通報対応責任者が行う。

- 2 必要に応じて、法人本部に本部員で構成する調査チームを設置できる。ただし、通報対象部署の本部員は調査チームから除外する。
- 3 公益通報対応責任者は、調査結果を速やかに理事長に報告する。

(協力義務)

第7条 各部署は、通報された内容の事実関係の調査に対して協力を求められた場合には、調査に協力しなければならない。

(是正措置)

第8条 調査の結果、不正行為が明らかになったときは、法人は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じる。

(処分)

第9条 理事長は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合は、当該行為に関与した者に対し、当法人就業規則、嘱託職員等規則に基づき懲戒処分を行うことができる。

(通報者等の保護)

第10条 法人は、通報又は相談をしたことを理由として、通報者等に対していかなる不利益取扱いもしてはならない。

2 不利益取扱いには、解雇、降格、減給、配置転換、昇進差止め、嫌がらせその他一切の不利益を含む。

3 法人は、通報を理由として通報者等の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じなければならない。

4 通報者等に対して不利益取扱い又は嫌がらせを行った者に対しては、懲戒処分を行うことができる。

(個人情報の保護)

第11条 公益通報に関わる者は、通報又は相談の内容及び調査で得られた個人情報を、正当な理由なく第三者に開示してはならない。

(通知)

第12条 法人は、通報者に対して調査結果及び是正結果を、被通報者のプライバシーに配慮しつつ、原則として30日以内に通知するものとする。ただし、匿名通報の場合はこの限りでない。

(相談又は通報を受けた者の責務)

第13条 窓口担当者以外の者が相談又は通報を受けた場合においても、本規程に基づき誠実に対応しなければならない。

(教育及び周知)

第14条 法人は、職員に対して公益通報制度の内容を定期的に周知し、必要に応じて研修を実施する。

(附則)

1. この規程は、令和8年4月1日から施行する。